

【商品概要説明書】

変動金利定期預金<単利型>

(平成21年11月2日現在適用中)

1. 商品名	・変動金利定期預金<単利型>
2. 販売対象	・法人のみ
3. 期間 ・自動継続の 取扱い	・この預金の、払戻に関する期間の定め（満期日）は3年（定型方式）となります。 ・預入時のお申し出により、元金継続または元利継続による自動継続の取扱いとなります。ただし、継続の回数は3回を限度とします。 (注) 中間払利息は、元金・元利継続とも指定口座への入金となります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金（大口定期預金）6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用金利を変更します。（変動金利） ・自動継続時には、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は預入日または前日の中間利払日からその中間利払日前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%・小数点第4位以下切捨）により計算します。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・総合課税となります。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	——
9. 預金保険の適用	・適用されます。（保護対象預金の合算で、1法人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）

10. 元本欠損リスク と要因	——
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表 13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	——
13. 中途解約時の 取扱い	<p>・ 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨）により計算した利息の合計額とともに払戻します。</p> <p>ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは普通預金利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が 6 ヶ月未満の場合………解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合………約定利率 × 40% ・ 預入期間が 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満の場合………約定利率 × 50% ・ 預入期間が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満の場合………約定利率 × 60% ・ 預入期間が 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満の場合………約定利率 × 70% ・ 預入期間が 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満の場合………約定利率 × 90%
14. その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。